



# 防災会だより

## 防災会 平成 21 年度 事業実施報告と次年度への課題

当年度初めに事業計画を立案し、皆様のご協力を得て計画的に実施してきたことの要約を報告します。

防災会規則 第 4 条(事業)	平成 21 年度 事業計画	平成 21 年度 事業実施報告	次年度 への課題
1. 防災についての知識の普及に関すること。	防災知識の更なる普及 - 研修会、防災会だより、松風台ホームページなどを利用	研修会 3 回実施 防災会だより 4 回発行(1 回臨時) 【行事案内】と【結果報告】が定着 (HP 運営委員会と連携) 茅ヶ崎市行政広報の活用 (全国瞬時警報システム、住宅用火災警報器、家具転倒防止、救命講習会)	行政広報の更なる有効活用 (例えば、家屋倒壊防止対策)
2. 防災訓練の実施に関すること。	防災訓練の充実 - "松風台大災害発生時の行動指針" に基づく訓練	第 1 回 9/12(土) 消火訓練は雨天につき止やむを得ず中止 第 2 回 9/26(土) 避難移送訓練に 61 名参加 3/07 救護実務訓練(普通救命講習会 消防本部主催)に 2 名参加 第 3 回 3/14(日) 避難生活訓練に 30 名参加	救護実務訓練を追加
3. 防災用資材、機材の備蓄及び維持管理に関すること。	防災用資材、機材の適正な備蓄 - 携帯無線機など優先順位を確認	配備候補の携帯無線機を通話品質確認した結果、総務省に届け出が必要な強い送信パワー型が必須と判明。しかし、予算不足につき今年度は携帯無線機の配備を断念	もう一度優先順位の確認
4. その他、本会の目的達成のため必要と思われること。	大災害時要援護者支援 - 自治会との連携による体制の構築	要援護者/安否確認者との顔合わせなどは、改訂した規程の通り実施 住宅用火災警報器の共同購入は自治会に協力して実施に変更 家具転倒防止対策は、20 戸からの訪問要望に対して、常任者 9 名が分担して様々な要求に対処。なお、民生委員の協力により高齢者へのアンケートで得られた様々な要望事項にも全てお答えした。	年度途中で新たに発生する必要事項は、臨機応変に取り上げて実施

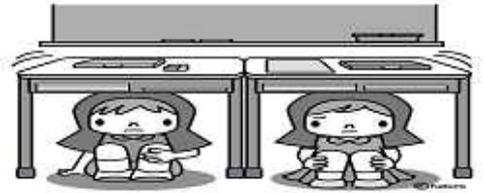


~ 防災会の常任者を募集中 ~

防災会では上記の事業を実施しています。もし、大災害時に火災が多発した場合、特に 3 台の消防ポンプを同時に運転するに必要な防災隊員が不足しています。いつでも募集していますので、ぜひご協力ください。

裏に続く

# 大地震に家具と古い家屋の備え



## 家具転倒防止対策(家具固定)をもう一度見直そう

昨年10月に民生・児童委員が在宅高齢者実態調査の為に各宅を訪問されるに伴い家具転倒防止対策に関するアンケート調査の協力を得た結果は下記の通りでした。

### 家具転倒防止対策はお済みでしょうか?

・いいえ まだです	→ 来訪相談を希望する	20戸	(4.9%)	← 促進をお願いします
	→ 来訪相談を希望しない	195戸	(47.4%)	
・不明(回答なし)		8戸	(2.0%)	
・はい 済みました		188戸	(45.7%)	
アンケート回収 合計		411戸	(100%)	

来訪相談を希望された20戸へは防災会常任者がボランティアとして分担して訪問し、個別に聞き対応しました。訪問に先立ち、茅ヶ崎市建築指導課の専門家に「家具類の転倒・落下を防止しよう!」の講義指導を受けました。訪問した家庭からは家具固定の施工などで喜んでいただき、防災会としても微力ながら協力できてうれしく思います。

なお、自治会員からの家具転倒防止以外の様々な要望事項や質問に対しては、市役所や自治会の所管部門にも問い合わせ個別に、或いは回覧やホームページにて全てお答えしました。

## 古い家屋の場合は、家屋倒壊防止対策(まず最初に耐震診断)の実施を

古い家屋とは、松風台に入居開始された昭和49年から、耐震基準が強化された昭和56年5月31日までに建築された木造住宅に居住されている場合を云います。

(茅ヶ崎市建築指導課から提供された情報に基づいています)

順序 1 まず自分で耐震診断をやってみよう。

「誰でもできるわが家の耐震診断」<(財)日本建築防災協会編集>に耐震診断問診表があり10項目について診断・評価して今後の対策を決めます。

順序 2 茅ヶ崎市役所建築指導課へ無料耐震相談へ行こう(順序 1 を省略してもよい)

建築確認の副本または間取り図を持って建築指導課の窓口へ行けば市職員がいつでも相談に乗ってくれます。

順序 3 詳細に自宅の耐震診断をしてもらおう

木造住宅耐震診断士(市に登録している者)が診断します。

診断料8万4000円のうち市が5万円を補助し3万4000円が自己負担金になります。

順序 4 倒壊の危険がある場合は、耐震補強工事をしよう。

市建築指導課と打ち合わせして着工となります。

補強工事にかかる費用の2分の(上限50万円)に耐震診断の自己負担分

3万4000円を加えた額が市から補助されます。更に世帯主が65歳以上

の場合は20万円の割り増しがあり最高で7万34000円の補助になります。



上記にある「家具類の転倒・落下を防止しよう!」および「誰でもできるわが家の耐震診断」の資料をお求めの方は 防災会 橋本が保有していますのでいつでも要求ください。直ちにお届けします。

建て替える場合は、茅ヶ崎市と事前に相談して規定された要件を満たして建て替えすれば一律50万円の補助金が支給されます。

～ 問い合わせ先 ～  
茅ヶ崎市 建築指導課  
電話 (82)1111 内線2513